

健 第 8 5 8 号  
平成29年8月31日

日本 ALS 協会島根県支部  
支部長 景 山 敬 二 様

島根県健康福祉部健康推進課長



島根県健康福祉部高齢者福祉課長



島根県健康福祉部障がい福祉課長



平成28年度島根県難病等対策協議会に対する意見について（回答）  
平素から本県の難病対策の推進につきまして、格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、平成28年度島根県難病等対策協議会において、貴会からいただきましたご意見につきまして、下記のとおり回答します。

記

1. 告知直後の難病患者の心理的ケアの充実について

難病患者の皆様は色々な不安を抱えながら日々の生活を送っておられ、特に病名告知直後はその不安は計り知れないものがあると察しており、病名告知直後からの心理的ケアの充実は重要なことと認識しております。

そこで、当協議会で、参加委員の医療機関での告知直後からの心理的ケア充実へ向けた取組を要請するとともに、県内の難病医療拠点病院長及び難病医療協力病院長に対して、文書で支援の充実を依頼したところです。

また、現在患者家族の同意のある場合には、医療機関から情報提供を受けた保健所が、速やかに患者家族への訪問や関係機関と連携を図り、患者家族を支える体制を整え、不安の解消に努めているところですが、再度関係医療機関に対して協力を依頼したところです。

県としては、今後も医療機関等関係者と連携を図りながら、難病患者やその家族の不安の解消と療養生活の質の向上に向けて支援を続けていきます。

## 2. 医療的ケアのできる介護職員が増えるような対策の実施について

現在、医療的ケアのできる介護職員が増えるよう、登録研修機関が実施する研修のほか、県としても関係機関の協力を得て研修を実施しているところですが、さらに、開催回数や受講場所を含めた受講しやすい体制づくりについて、検討していきます。

また、介護職員の職場環境の改善や適正な介護報酬の改定などの処遇改善について国へ要望しているところです。

なお、国においては、昼夜を問わず定期や随時の訪問看護や訪問介護を提供するサービスが充実するよう、次期の介護報酬改定に向けた検討がなされており、県内でもこうした体制がさらに進むよう、保険者や市町村、関係事業者と連携して検討していきます。

島根県健康福祉部健康推進課母子・難病支援グループ 担当：林

電話：0852-22-5324

島根県健康福祉部高齢者福祉課介護保険スタッフ 担当：渡邊

電話：0852-22-5717

島根県健康福祉部障がい福祉課自立支援給付グループ 担当：松本

電話：0852-22-5723